W_{16} ＝ 1.065

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.065
Y_{16} ＝ 1.065
Y_{17} ＝ 0.903
Y_{18} ＝ 0.871
Y_{19} ＝ 1.032
Y_{20} ＝ 1.032
Y_{21} ＝ 1.045
Y_{22} ＝ 1.048
Y_{23} ＝ 1.016
Y_{24} ＝ 0.790
Y_{25} ＝ 0.790
Y_{26} ＝ 0.097
Y_{27} ＝ 0.048
Y_{28} ＝ 0.0371

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{18} ＝ 1.000
AA_{19} ＝ 1.185
AA_{20} ＝ 1.185
AA_{21} ＝ 1.200
AA_{22} ＝ 1.204
AA_{23} ＝ 1.167
AA_{24} ＝ 0.907
AA_{25} ＝ 0.907
AA_{26} ＝ 0.111
AA_{27} ＝ 0.056
AA_{28} ＝ 0.0426

W_{16} ＝ 1.081

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.065
Y_{16} ＝ 1.081
Y_{17} ＝ 0.903
Y_{18} ＝ 1.048
Y_{19} ＝ 1.048
Y_{20} ＝ 1.032
Y_{21} ＝ 1.055
Y_{22} ＝ 1.048
Y_{23} ＝ 0.839
Y_{24} ＝ 0.806
Y_{25} ＝ 0.806
Y_{26} ＝ 0.097
Y_{27} ＝ 0.048

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{18} ＝ 1.000
AA_{19} ＝ 1.000
AA_{20} ＝ 0.985
AA_{21} ＝ 1.006
AA_{22} ＝ 1.000
AA_{23} ＝ 0.800
AA_{24} ＝ 0.769
AA_{25} ＝ 0.123
AA_{26} ＝ 0.092
AA_{27} ＝ 0.046